

様式第1号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第3項の規定による計画通知書

第 号
年 月 日

建 築 主 事 様

通知者官職氏名 焼津市長 氏 名

申請者氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

設計者氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

受 付 欄	消防関係同意欄	決 裁 欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

焼津市長 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る住宅の位置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項まで（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む）の規定による上記の認定の申請は、下記の理由により、認定しないことを決定したので通知します。同法第6条第2項の規定により適合するかどうかの審査を受ける旨の申出をした申請の場合にあっては、別途確認の申請書を提出して建築主事等の確認を受ける必要がありますので申し添えます。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、焼津市長を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

理由

様式第3号

認定申請に係る建築基準法の処分についての通知書

第 年 月 日
号

様

焼津市長 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に基づく申し出のあった同法第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む）の規定による上記の認定の申請は、建築主事から適合するかどうかを決定することができない旨の通知があったので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、焼津市長を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

- 1 通知年月日 年 月 日
- 2 建築主事の所属及び氏名
 - (1) 所属
 - (2) 氏名
- 3 理由

様式第4号

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

焼津市長 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る住宅の位置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項まで（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による上記の認定の申請は、下記の理由により同法6条の基準に適合するかどうかを決定することができないので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、焼津市長を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

理由

地位の承継を承認できない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

焼津市長 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る住宅の位置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による上記の承認の申請は、下記の理由により、承認しないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、焼津市長を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

理由

様式第6号

認定長期優良住宅の建築又は維持保全状況報告請求書

第 年 月 日
年 月 日

様

焼津市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について、下記のとおり報告するよう、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、請求します。

記

- 1 認定長期優良住宅の位置
- 2 報告を求める事項
- 3 報告の提出先
- 4 報告の期限

認定長期優良住宅改善命令書

第 号
年 月 日

様

焼津市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定長期優良住宅の建築及び維持保全について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条の規定により、命令します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、焼津市長を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

- 1 認定長期優良住宅の位置
- 2 改善すべき事項
- 3 改善措置の期限

計画認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

焼津市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定長期優良住宅の建築及び維持保全について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第2項の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、焼津市長を被告（訴訟においては焼津市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

記

- 1 認定長期優良住宅の位置
- 2 計画の認定を取り消す理由

様式第9号

軽微な変更届

年 月 日

焼津市長 氏 名 様

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

軽微な変更をしたいので、焼津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律取扱要領第10の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定年月日及び 認定番号	年 月 日 第 号
2 変更内容	

(注) 変更前と変更後の内容が分かる図書を添えてください。

認定・許可申請取下げ届

年 月 日

焼津市長 氏 名 様

申請者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

次の申請は、取り下げたいので届け出ます。

1	申請年月日	年 月 日
2	申請に係る住宅の位置	
3	取下げの理由	

※受付欄	※決裁欄	※処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		係員氏名
係員氏名		

備考

- ※印のある欄には、記入しないでください。